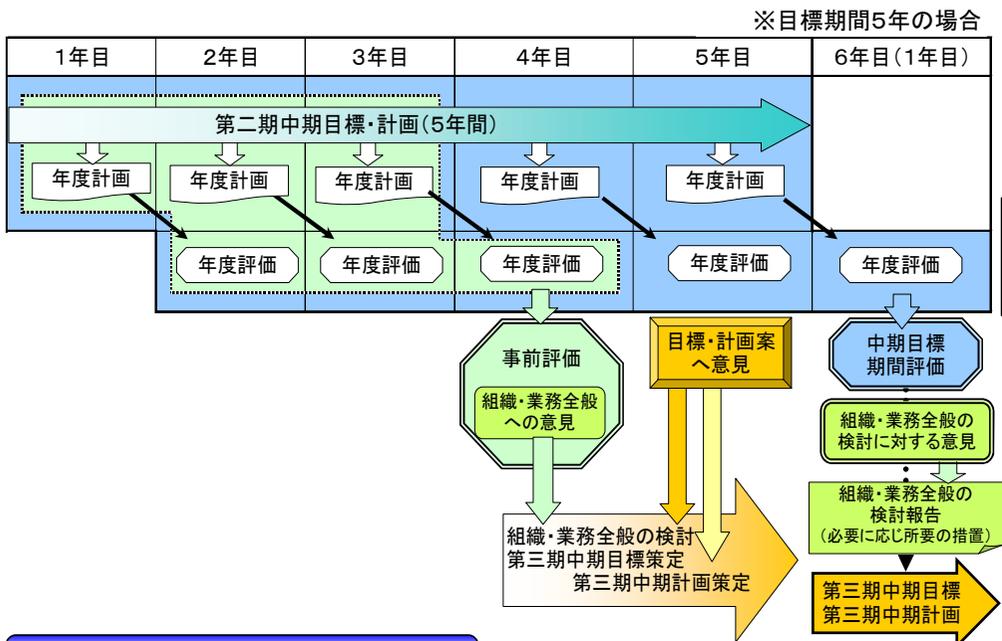


- 平成26年度以降、第二期中期目標期間の終了時における評価等の取組が順次開始
- 第一期目標期間終了時における取組と課題を踏まえ、評価制度の簡素・効率化を検討

1 東京都における評価制度の現状

- ① 中期目標期間最終年度の前年度に事前評価を実施（必須）
- ② 組織・業務全般への意見を事前評価と一体的に実施し、次期中期目標へ反映
- ③ 中期目標期間終了後に中期目標期間評価と組織・業務全般の検討に対する意見を実施

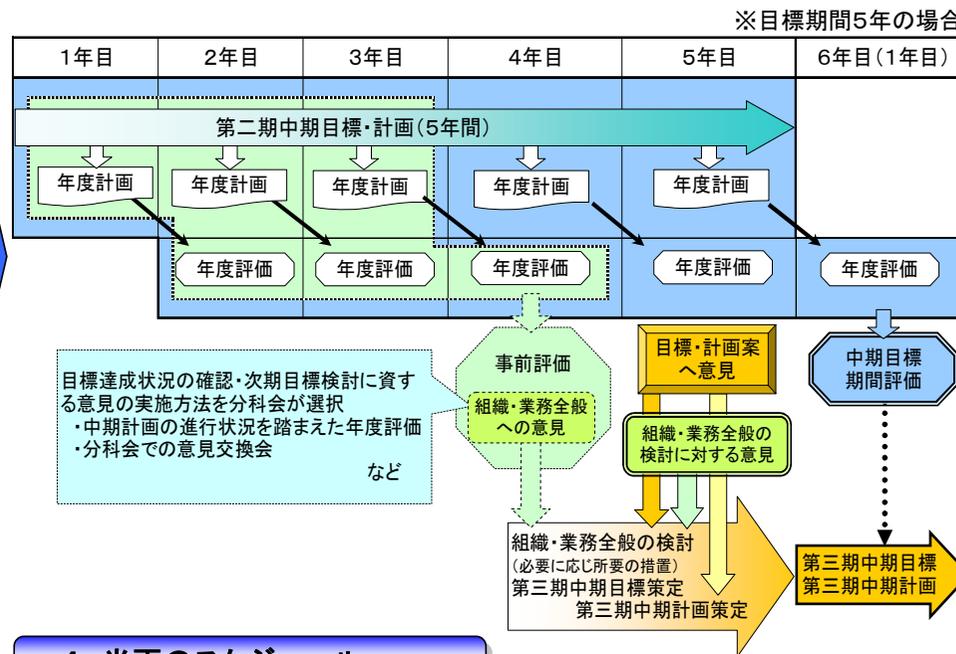


2 現行制度における課題

- 事前評価の実施を義務付けているため、分科会独自の手法による代替は不可（二重に実施している場合は事務負担が過大）
- 中期目標期間終了後に、組織・業務全般の検討結果を総括し、評価委員会に付議しているが、時機を逸しており意義が希薄

3 変更後

- ① 事前評価の義務付けを廃止
- ② 組織・業務全般の検討に対する意見と次期中期目標案への意見を同時聴取
- ③ 中期目標期間終了後の組織・業務全般の検討に対する意見は取り止め（検討結果は既に次期中期目標に反映しているため）



4 当面のスケジュール

- 各分科会において、改正後の評価の基本的な考え方を基に、各法人の評価方法を検討
- 検討の結果、評価方法を見直す場合は、各分科会で定める「業務実績評価方針及び評価方法」について改正